

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和7年12月26日(金) 午前9時30分から午前10時13分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</li> <li>・欠席委員：12番井上二郎委員、16番川合次夫委員、</li> </ul> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席委員：8番池原栄一委員</li> </ul> <p style="text-align: right;">(以上、出席18名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>星野局長、井上次長、小島係長(書記)、小竹主任主査、林主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	5番 委員
	9番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知

No.165～No.186 22件

報告第2号 農地の休耕及び増反届

No.45～No.60 16件

報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届

No.3 1件

### 日程第3 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

No.26 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請

No.10～No.11 2件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(変更)

にかかると意見

No.7～No.8 2件

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案にかかると意見

No.230～No.272 43件

議案第5号 糸魚川市地域計画(案)にかかると意見

1件

### 日程第4 その他

#### 1 次回農業委員会の日程

1月30日(金) 9時30分開会 市役所 201・202会議室

#### 【連絡事項】

- ① 農業委員会活動推進研修会の案内
- ② 農業委員、推進委員の応募の状況

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。            本日の欠席通告委員は、12 番井上二郎委員、16 番川合次夫委員の2名です。            定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名</b>            日程第1 議事録署名委員の指名を行います。            私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。            〔「異議なし」と呼ぶものあり〕            異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、5 番近藤栄樹委員、9 番加藤政人委員を指名いたします。</p>
議長	<p><b>日程第2＝報告事項</b>  <b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知&gt;</b>            報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について22件ございます。            説明を求めます。</p>
林主査	<p>報告いたします。1頁をご覧ください。            165番、166番下早川地区 田屋地内の合計3筆3,545㎡については、耕作に不便なため解約し、解約後は他の方に貸し付ける予定です。            167番、下早川・上早川地区 五十原・西塚・越地内の11筆8,820㎡については、耕作に不便なため解約し、解約後は休耕する筆と他の方に貸し付ける筆があります。            168番、下早川地区五十原地内の1筆2,032㎡については、農地の利用調整による解約です。            169番、下早川地区西塚地内の1筆121㎡については、労力不足のため解約し、解約後は休耕するものです。</p>

170 番、上早川地区越地内の6筆1,818 m<sup>2</sup>については、労力不足のため解約し、解約後は休耕するものです。

171 番、172 番上早川地区越地内の計2筆1,666 m<sup>2</sup>については、農地の利用調整による解約です。

173 番、上早川地区越地内の8筆8,886 m<sup>2</sup>については、労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。

174 番、上早川地区中野地内の3筆411.77 m<sup>2</sup>については、耕作に不便なため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。

175 番、大野地区大野地内の1筆1,022 m<sup>2</sup>については、労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。

176 番から179 番、大野地区大野地内の合計5筆2,497 m<sup>2</sup>については、農地の利用調整のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。

180 番、根知地区和泉・大工屋敷地内の2筆3,035 m<sup>2</sup>については、農地中間管理機構での契約に切り替えるため解約し、解約後は再契約するものです。

181 番、根知地区蒲池地内の3筆6,081 m<sup>2</sup>については、農地の利用調整により解約するものです。

182 番、183 番、今井地区西川原地内の計2筆1,420 m<sup>2</sup>については、農地の利用調整のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。

184 番、能生谷地区島道地内の4筆1,080 m<sup>2</sup>については、農地中間管理機構での契約に切り替えるため解約し、解約後は再契約するものです。

185 番、186 番青海地区須沢地内の合計3筆855 m<sup>2</sup>については、労力不足のため解約し、他の方に貸し付けるものです。

以上で説明を終わります。

只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。

他にご質問・ご意見をお受けします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。

議長

議長 林主査	<p>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届&gt;</p> <p>報告第2号、農地の休耕及び増反届について説明を求めます。報告いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>45番下早川地区東海地内の1筆16㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>46番、47番下早川地区谷根・下早川地内の計8筆3,922㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>48番下早川地区五十原地内の1筆417㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>49番～51番下早川地区西塚・東塚地内の合計38筆11,727.91㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>52番上早川地区越地内の7筆2,663㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>53番、54番上早川地区大平・砂場地内の合計16筆1941.78㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>55～57番、西海地区 釜沢地内の合計4筆1,628㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>58番、根知地区 根小屋地内の1筆34㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>59番、能生谷地区 藤後地内の4筆1,954㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>60番、木浦地区 木浦地内の9筆2,040㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
片山委員 林主査	<p>13頁、47番の下段の3筆は、地元で耕作できないか相談中である。</p> <p>事務局では、休耕届等の連絡があった際は、中山間地直払いの加入状況も確認しつつ、出来るだけ休耕にならないように地元で耕作できないか相談されるよう促しています。今回のように、休耕届の農地が、農業委員さまから農地のマッチングをしていただき、耕作が引き続き出来るように、耕作放棄地にならないようにご協力をお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見等はありませんか。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p> <p><b>&lt;報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届&gt;</b> 報告第3号、農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
林主査	<p>報告いたします。18頁をご覧ください。 3番西海地区田中地内の1筆249㎡については、これまで田として活用していましたが、田中の圃場整備の対象から外れたことから、今後は畑として活用するという事で農地の用途変更届が出されたものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請&gt;</b> 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
林主査	<p>説明いたします。19頁をご覧ください。 26番糸魚川地区、押上2丁目地内の1筆132㎡について所有権移転売買です。地図No. 1をご覧ください。申請地は市道南通線沿いの場所です。譲渡人は遠方に居住しており申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長</p>	<p><b>&lt;議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請&gt;</b>          議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
<p>小竹主任主査</p>	<p>説明いたします。20頁をご覧ください。          10番、大和川地区、厚田地内の1筆233㎡については、住宅敷地の転用です。地図No.2をご覧ください。申請地は市道正山線脇の場所です。譲受人は、現在アパート暮らしですが、申請地を譲り受け、住宅を新築したいとのことです。          11番、糸魚川地区、横町4丁目地内の1筆342㎡について、住宅敷地の転用です。地図No.3をご覧ください。申請地は市道鳥山道線沿いの場所です。譲受人は、青海地域に居住していますが、申請地を譲り受け、住宅を新築したいとのことです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。          只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。          「なし」と呼ぶものあり          ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。          「地区担当委員より「異議なし」の声あり」          異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(変更)にかかる意見&gt;</b>          議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(変更)について2件ございます。</p>
<p>林主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。          説明いたします。21頁となります。          7番、8番能生谷地区 溝尾地内の2件、2筆 計4,408㎡については、農業生産法人(株)あぐり能生から(有)船田工業に耕作者変更を行うものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。          只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>福田委員</p>	<p>船田工業について、法人の状況について理解していないので教えてください。</p>

<p>林主査 福田委員 林主査 議長</p>	<p>農業法人ではなく、一般法人ではあるが、農業経営されている法人です。 農地の貸借ができる法人か。 そのとおりであり、農業参加ができる法人です。 他にご意見等はありませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議案第4号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見&gt;</b> 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について43件ございます。</p>
<p>林主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。22頁からとなります。 今回は件数が多いため参考資料にてご説明します。 全て中間管理機構をはさんだ契約となりますが、新規の合計が38件94筆60,907.77㎡、更新の合計が5件14筆21,948㎡、合計43件、108筆82,855.77㎡となります。 新規の契約が多くなっておりますが、相続等により利用権の延長申請ができず、中間管理機構への切り替えを行ったものが新規にあがっているため件数が多くなっています。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は以上です。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議案第5号 糸魚川市地域計画(案)にかかる意見&gt;</b> 議案第5号 糸魚川市地域計画(案)にかかる意見について、事務局の説明を求めます。</p>

	<p>説明いたします。38頁と別添の資料（担当する地域計画）をご覧ください。</p> <p>国の制度改正に伴い、令和5、6年度の2年間にわたり準備してまいりました地域計画につきましては、昨年度末に計画が策定されたわけですが、策定後も毎年内容を見直して更新する制度となっております。今年度は、各地区での話し合いを11月に1回行いまして、今回の内容に反映をしております。</p> <p>今回の議案は、地域計画の策定をすすめる工程で、農協や農林公社などの関係機関への意見徴収が必要でありまして、市農林水産課から農業委員会に意見を求められております。</p> <p>まず、地域計画の本体であります。担当地区の地域営農に関する計画、文言や数値が掲載されています。</p> <p>次に、地域計画に付随される目標地図です。内容は、中山間地域直払い対象地をベースに着色、アルファベットの耕作者が記載されていますが、最近行ったほ場整備地や今後整備する箇所については、10年後の農地集約後の耕作者で示している箇所もございます。そのあたりは、地元の皆様との打ち合わせの中で確認しているものでございます。</p> <p>今後は、1月に公告縦覧を行いまして、2月末には手続きを終え、3月中には市ホームページに掲載される段取りになっております。</p> <p>つきましては、本案件は、事務局といたしまして、特に疑義無しと考えております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
片山委員	<p>地域計画の見直しの時期であるが、次期の耕作の話を地域で行うタイミングにも関わってくるので、来年度はいつ頃になるのか。</p>
小島係長	<p>中山間地域直払いの対象地調査が重要であり、地域計画の見直しのタイミングは、その半年遅れで作業していくことになるので、稲刈りが終わった後、11月頃がいいと考えています。</p>
議長	<p>他にご意見等はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は異議ないことに決しました。</p>

<p>議長 小島係長</p> <p>議長</p>	<p><b>日程第4＝その他</b></p> <p><b>1 次回農業委員会定例会の日程</b></p> <p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 1月30日(金) 9時30分開会 市役所 201・202 会議室です。</p> <p>他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
------------------------------	---